

報告第1号

令和5年度健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度決算に係る健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和6年9月3日

高根沢町長 加藤公博

1 健全化判断比率

・実質赤字比率	—	(14.05%)
・連結実質赤字比率	—	(19.05%)
・実質公債費比率	2.1%	(25.0%)
・将来負担比率	—	(350.0%)

2 監査委員の意見 別添のとおり

注1 「－」は、赤字を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

注2 ()内は当町の令和5年度決算に係る早期健全化基準を表す。

令和5年度決算に係る健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に係る健全化判断比率は以下のとおりです。

◎健全化判断比率(%)

区分	高根沢町の比率	早期健全化基準
実質赤字比率	－ (▲ 5. 14)	14. 05
連結実質赤字比率	－ (▲29. 58)	19. 05
実質公債費比率	2. 1	25. 0
将来負担比率	－ (▲75. 7)	350. 0

※ 「－」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当しないことを表しています。

※ () 内は「－」となった比率について、参考として実数を算出したものです。